

○経済産業省告示第百七十二号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三五の三の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるものを次のように定め、平成二十九年八月十六日から施行する。

なお、平成二十六年経済産業省告示第百六十一号（輸出貿易管理令別表第二の三五の三の項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定めるもの）は、平成二十九年八月十五日限り、廃止する。

平成二十九年七月二十四日

経済産業大臣 世耕 弘成

輸出貿易管理令（以下「令」という。）別表第二の三五の三の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるものは次に掲げるものとする。

一 令別表第二の三五の三の項（二）に掲げる貨物であつて、次に掲げるもの

イ テトラエチルピロホスフェート（別名TEPP）

ロ 水銀

ハ 砒酸鉛

ニ 水酸化トリシクロヘキシルスズ（別名シヘキサチン）

ホ ニ・四・六―トリクロロフェニル―四―ニトロフェニルエーテル（別名CNP又はクロロニトロフェ

ン)

へ ペンタクロロニトロベンゼン（別名PCNB又はキントゼン）

二 令別表第二の三五の三の項（五）に掲げる貨物であつて、次のイ、ロ若しくはニからへまでに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又はハに掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤及びそれらの物の混合物

イ ベンジジン及びその塩

ロ 四―アミノジフェニル及びその塩

ハ 石綿

ニ 四―ニトロジフェニル及びその塩

ホ ビス（クロロメチル）エーテル

へ ベーターナフチルアミン及びその塩